

別表2 受験資格及び試験の免除

受 験 資 格 （主 な も の）			実務 経 験 年 数	免 除 の 範 囲			
			実技	学 科			指導 方法
				関 連 学 科			
				系基礎	専攻		
学 校 教 育	● 大学卒業	1年以上		○	○		
	● 高等専門学校卒業	2 〃		○	○		
	● 短期大学（※）卒業	2 〃					
	● 職業課程の高等学校卒業	3 〃					
	普通課程の高等学校以上の卒業	5 〃					
職 業 訓 練	● 長期養成課程の指導員訓練修了	1 〃					
	● 短期養成課程の指導員訓練修了	1 〃				○	
	● 短期養成課程の指導員養成訓練（実務経験者訓練技法習得コース）を修了し、職業訓練指導員試験の実技試験又は学科試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認めた者	1 〃	職業訓練指導員試験において合格した者と同等以上の能力を有すると認められた実技又は学科試験				
	● 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了	1 〃		○	○		
	● 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を終了	0		○	○		
	● 普通課程の普通職業訓練を修了	2 〃					
	● 短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了	3 〃					
指 定 す る 学 校 厚生労働大臣が	● 専門課程（2年）の専修学校卒業	3 〃					
	● 専門課程（3年）の専修学校卒業	2 〃					
	● 専修学校又は各種学校（2年）卒業	4 〃					
	● 高等課程若しくは一般課程（3年）の専修学校又は各種学校（3年）卒業	3 〃					
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験の合格者		0	○				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験の合格者		0		○	○	○	
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級合格者（電子回路接続及びバルコニー施工を除く）		0	○	○	○		
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定2級合格者		0	○				
免許職種と同一系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又はその学科試験に合格した者		0		○		○	
上記以外の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は学科試験に合格した者		0				○	
免許職種に関し、実務経験のみの者		8年以上					

（※）学校教育法第1条に規定する大学のうち、同法第69条の2に規定する短期大学

※ ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

○印は免除される範囲